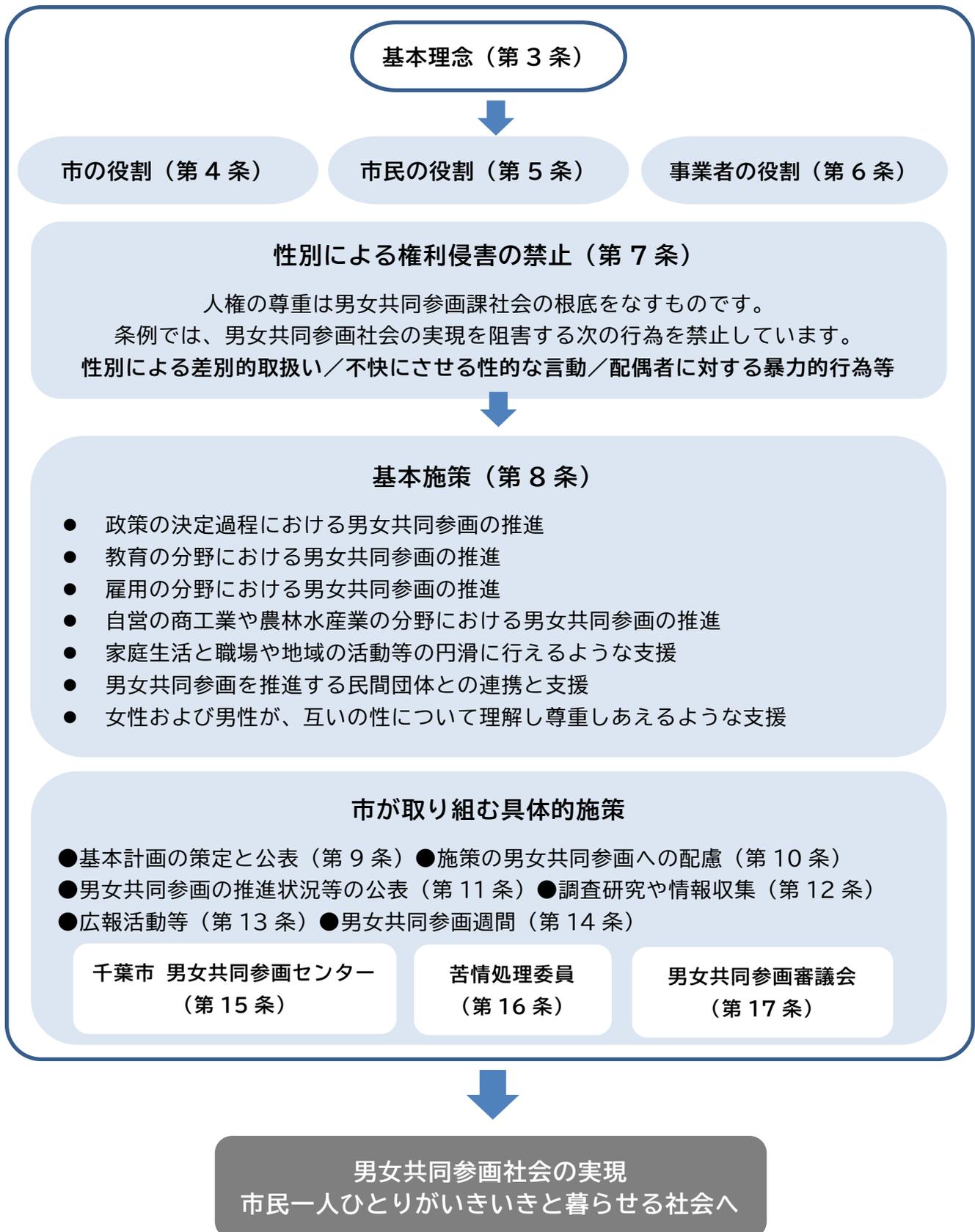


# 千葉県男女共同参画ハーモニー条例のしくみ



## 男女共同参画週間

(第 14 条)

男女共同参画への関心を高めるため、毎年 12 月に男女共同参画週間を設けます。

### 事業内容

男女共同参画センターで、男女共同参画フォーラムを開催します。また、市政だより等で男女共同参画の周知・啓発を行います。

## 千葉県男女共同参画センター

(第 15 条)

男女共同参画の施策を推進し、市民や事業者の取組を支援する拠点施設として、千葉県男女共同参画センターがあります。

### 事業内容

男女共同参画に関する調査・研究や情報収集、相談、講座、イベントなどを行っています。

## 苦情処理委員

(第 16 条)

男女共同参画に関する市の施策についての苦情や相談、性別による人権侵害を受けた場合の被害者救済の窓口として、苦情処理委員を設置します。

### 苦情や相談の申し出があると

苦情処理委員が必要に応じて調査を行い、市の施策について市長に意見を述べたり、人権侵害に関係する者に対して助言や是正の要望などを行います。

## 男女共同参画審議会

(第 17 条)

男女共同参画に関する重要事項について調査審議するため、男女共同参画審議会を設置します。男女共同参画に関する施策の実施状況を調査・審議し、市長に意見を述べることができます。

### 審議会の委員

学識経験者、市民の代表など、15 人以内で組織されます。男女の委員数は、ほぼ同数になるようにします。